

社会福祉法人喜創会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人喜創会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

3 理事及び評議員等が、指導監査・入札立会等に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

4 但し、法人職員が兼務する場合は、本規定は支給しない。

(理事長の業務報酬)

第3条 理事長は理事会以外の日においても、職務上の出勤があり毎月定期的に出勤するので、別表2に定める月額報酬を支給する。ただし、別表1に定める報酬は支給しない。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 監事が、指導監査への立会及び、運営状況の指導もしくは監査の業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員会)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 但し、法人職員が兼務する場合は、本規定は支給しない。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3に基づき、必要な費用を支給することができる。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

別表 1 (出席報酬)

名称	報酬	費用弁償
理事会出席報酬	日額 5,000 円	支給しない
評議員会出席報酬	日額 5,000 円	支給しない
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 2,000 円	支給しない
指導監査・入札立会等	日額 5,000 円	支給しない

※上記の金額は、所得税控除前の金額とする

別表 2 (理事長報酬)

理事長役員報酬	月額 500,000 円
---------	--------------

別表 3

名称	実費分
自家用車	自家用車の場合、1kmにつき15円で計算するが、同一市内については支給しない
公共交通機関	交通費実費
宿泊費	実費とする。但し18,000円以内とする

附則

1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 30 年 6 月 19 日改定